社会福祉法人　正受会

役員及び評議員報酬規程

社会福祉法人正受会　役員及び評議員報酬規程

（目　的）
第１条　この規程は、社会福祉法人正受会の役員（理事及び監事）並びに評議員の報酬について必要な事項を定める。

（報酬等の支給）
第２条　役員には、当法人に対する賠償責任及び職務内容等を勘案し、報酬を支給することができる。
２　評議員には、定款第８条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

（報酬額の決定）
第３条　この法人の全理事の報酬総額は、年間６００万円以内とする。
２　この法人の全監事の報酬総額は、年間５０万円以内とする。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）
第４条　役員が理事会に出席したときは、別表１により報酬を支払うことができる。ただし、常勤役員に対しては出席報酬は支給しない。
２　評議員が評議員会に出席したときは、別表１により報酬を支払うことができる。

（常勤役員の報酬等）
第５条　常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
（１）　報酬については、別表２に定める額
（２）　賞与については、別表３に定める額

（非常勤役員及び評議員の報酬等）
第６条　非常勤役員が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営に当たった場合は、別表４により報酬を支払うことができる。
２　評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営に当たった場合は、別表４により報酬を支払うことができる。

（報酬等の支給方法）
第７条　常勤役員に対する報酬等の支給方法は、社会福祉法人正受会給与規程第７条に順ずる。
２　非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、その都度現金にて支給する。
３　報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を差し引いて支給する。

（報酬等の計算期間）
第８条　常勤役員に対する報酬及び賞与の計算期間は、社会福祉法人正受会給与規程第７条及び第８条及び第２１条に順ずる。
２　賞与に係る在職期間は、職員から引き続き役員になった場合は、その期間も在職期間とすることができる。

（出張旅費）
第９条　役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人正受会旅費規程を適用する。

（適用範囲）
第１０条　職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

（改　正）
第１１条　この規程を改正又は廃止する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附　則
この規程は、平成２９年４月１日より施行する。
この規程は、令和２年１月１日より一部改正し、適用する。
この規程は、令和２年７月２５日より改正し、適用する。
この規程は、令和４年３月１８日より一部改正し、同日から実施する。

別表１

（出席報酬日額）

種　　別	報　酬　額
理事会出席報酬	１０，０００円
評議員会出席報酬	１０，０００円

別表２

（常勤役員報酬月額）

役　職　名	報　酬　額
理　事　長	３８０，０００円

別表３

（常勤役員賞与）

種　　別	報　酬　額
６月の賞与	報酬月額の１．４５
１２月の賞与	報酬月額の１．６５

別表４

（非常勤役員業務報酬）

種　　別	報　酬　額
理事業務報酬等	１０，０００円
評議員業務報酬等	１０，０００円
監事業務報酬等	１０，０００円